

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	10	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の5年間延長を要望する。</p> <p>・特例措置の内容 独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する法人住民税（法人税割）及び事業税に係る非課税措置を5年間延長する。（法人住民税（法人税割）・事業税は、公共法人（法人税法別表第一）として（法人税の非課税に伴う）非課税措置の適用となる。）</p>		
関係条文	<p>地方税法第72条の4第1項第2号（事業税関係） 所得税法第11条第1項 法人税法第4条第2項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (▲67) [平年度] - (▲67) [改正増減収額] (単位：百万円) ※奄美基金を普通法人と仮定した場合に生じる課税を試算したもの。</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 戦後米軍統治下におかれ、昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えている。その不利性を抱えた奄美群島における基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を行うため、奄美群島振興開発特別措置法に基づき、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきたところである。 その諸施策の一つとして、奄美群島振興開発特別措置法第四章に基づき、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）による金融措置等の特別措置等が講じられている。</p> <p>(2) 施策の必要性 奄美基金は、奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活及び福祉の向上に資するため、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的に、奄美群島振興開発特別措置法に基づく特別の措置として設立されている。 上記の目的のため、奄美群島の中小規模の事業者等を対象に民間金融機関からの融資に対する保証、小口の事業資金の貸付け等を行っている。それら業務は、政策金融として高い公共性を有する業務として実施していることから、奄美基金に対する税制上の特例措置を講じ、奄美基金の財務経営基盤の強化に寄与することは必要不可欠である。</p> <p>(関係条文) 奄美群島振興開発特別措置法第44条 (基金の目的) 第44条 独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下、「基金」という。）は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る 業績指標 134 離島等の総人口
	政策の達成目標	奄美群島内の平成 30 年度末の人口を目標値とする。 目標値 奄美群島の総人口 平成 30 年度末 112 千人以上 (平成 25 年度末現在 115 千人)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5 年間 (平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日)
	同上の期間中の達成目標	目標値 奄美群島の総人口 平成 35 年度 103,558 人以上 (平成 29 年度 (平成 30 年 1 月 1 日) 現在 111,469 人) ※上記の達成目標は、平成 35 年度までの暫定目標値。
	政策目標の達成状況	奄美群島では、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いており、平成 29 年度末時点の総人口は 109,515 人となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	過去 4 箇年 (平成 26～29 年度) の業務実績等から推計すると、年平均で 67 百万円の適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	奄美基金の財務経営基盤の強化に寄与している。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	奄美基金に係る非課税措置 (所得税、法人税、登録免許税及び印紙税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、奄美基金の高い公共性等に鑑み非課税と措置されているものであり、本要望は適正と考えられる。
	ページ	10 — 2

税負担軽減措置等の適用実績	下表の値は、奄美基金を普通法人と仮定した場合に生じる課税を試算したもの。 (単位：千円)					
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	合計額	40,310	34,880	53,321	90,669	90,489
	法人住民税 (法人税割)	3,608	0	0	0	0
	事業税	36,702	34,880	53,321	90,669	90,489
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	奄美基金の財務経営基盤の強化に寄与している。					
前回要望時の達成目標	奄美群島の総人口 平成 30 年度末 112 千人以上					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	奄美群島では、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いており、平成 30 年度末の目標値を平成 29 年度実績（平成 29 年度末 109,515 人）で下回っている。					
これまでの要望経緯	(昭和 30 年 奄美群島復興信用保証協会を設立、 昭和 34 年 奄美群島復興信用基金に改組、 昭和 39 年 奄美群島振興信用基金に改称、 昭和 49 年 奄美群島振興開発基金に改称) 平成 16 年 独立行政法人奄美群島振興開発基金の設立 平成 21 年 適用期限の 5 年間延長 平成 26 年 適用期限の 5 年間延長					
ページ	10 — 3					